# 京都建築事務所

想いをカタチに、想い以上の感動を



株式会社 京都建築事務所 代表取締役社長 細見 建司

〒604-8083

京都市中京区三条通柳馬場東入中之町 10 番地

TEL:075-211-7277 FAX:075-211-7270

http://www.kyoto-archi.co.jp/

医療福祉施設の新築、増築、改修等、お気軽にお問合せください。

つソーシャルワー



# マイケル・ラバレット/編深谷弘和・石倉康次・岡部茜・中野加奈子・阿部敦/監訳

豊かな生活と人間社会の確立には、ラディカルな政治思想に根ざしたソーシャルワークが求められている。ソーシャルワーカーの専門性とは何かを繰り返し問いかけ、多様な視点から徹底的に批判的検討。 A5判288頁 定価2640円(税込)



専門性の検討から

## 石川由美/著

なぜ介護職の「専門性」は置き去りにされているのか 「介護の社会化」で、社会的に期待されている職業になぜ人が集まらないのか。混沌とした歴史的な経過を整理しながら、業務の曖昧さと乱立した資格制度の現状を分析し、「介護職」の今後を展望する。 A5判208頁 定価2420円(税込)



クリエイツかもがわ CREATES KAMOGAWA

〒601-8382 京都市南区吉祥院石原上川原町21 https://www.creates-k.co.jp TEL 075(661)5741 FAX 075(693)6605 送料240円(5000円以上無料)





まずおどろいたのは、スタッフの多さです。スタッフが子どもに1対1でつき、それぞれが、 絵本を読んだり、音楽を聞いたり、外にシャボン玉をしに行ったりしています。30人の子ど も相手に、つねに手と口と目をあちこちに向けなければいけない保育現場や、職員がつねに忙 しく動き回らなければいけない障害支援の現場とくらべると、なんて時間がゆったり流れてい るのだろうとおどろきます。



しかし、すぐに1対1でもギリギリだと気づきます。この日の児童発達支援のおへやには、定員いっぱいの5名の子どもたち。人工呼吸器、パルスオキシメーター、酸素ボンベ、経管栄養……つねにどこかで吸引などの医療行為をおこなっていて、目が離せません。車いすに移るときには1人では手が足りません。いろいろなチューブを、絡まらないようにもう一度車いすにセッティングし、子どもの体勢を整え、ベルトをします。あたたかいスタッフに見守られながら、子どもたちはみんな、プラレールで遊んだり、好きな音楽を聞いたり、おだやかに過ごしています。

「医療的ケアが必要な子どもたちと家族の安全・安心を守ることはもちろん、"楽しい"ことを大切にしたい」と事務局長の我妻さん。「親と離れて体調を崩すのではなく、可能な限り、うりずんに来てより元気になって帰ってほしい」と話されます。



### 【ひろばトーク】

小児科医から社会福祉学部の教員になって思うこと 武内 一 6

### ●特集● 医療的ケア児と社会的養護から考える子どもの権利

医療的ケア児と家族の日々の暮らしを保障するために

髙橋 昭彦 11

医療的ケア児も、家族の一員だとあたりまえに

考えられる社会に 稲葉 七美 18

家庭・学校・地域を子どもから奪わない社会的養護へ

早川 悟司 24

こども家庭庁設置の意義とその課題

―子どもの権利の観点から―

谷口由希子 30

37

### ●トピックス●

第36回社会科学・社会福祉基礎講座、開催します! 36

第28回社会福祉研究交流集会in大阪 着々と準備中!(2)

子どもたちの適切な教育を受ける権利を守るために 山内富士生 38

### ●連載●

### WORK WORK — わくワク —

心のこもった機織り商品 北区立若葉福祉園 44

婦人保護事業のこれまでとこれから(2)

生野学園の歴史から見る、婦人保護事業 丸山 里美 46

ケア労働処遇改善キャンペーン!①

コロナ禍でますますきびしくなる医療現場 中村恵美子 50

夕映えのとき~人生の終え方を支える実践~

最期の準備に寄り添うということ 北沢 久子 52

座ることを考える

生活の質を大きく左右する「車いす」のあり方② 増澤 髙志 56 JOB&ACTION 全国福祉保育労働組合 (26)

「社会的基準」の引き上げで利用者処遇と労働者処遇の向上を 60

私の履歴書 社会福祉経営全国会議(26)

どの子にもゆたかな人生を 松本 正良 62

**阿修羅がゆく** わたしが好きな釜ヶ崎(46) 水野阿修羅 64

相談室の窓から

不登校・ひきこもり状態から立ちあがって 青木 道忠 66

育つ風景 コロナとのもうひとつのたたかい 清水 玲子 68

映画案内 『太陽とボレロ』 吉村 英夫 70

現代の貧困を訪ねて

値上がりする卵――鳥インフルエンザと鶏たち 生田 武志 72

似らすとれーしょん道場 似顔絵まんがアート

神サマの似顔絵じゃ! ラッキー植松 74

**ホームレスから日本を見れば** ありむら潜 76

花咲け! 男やもめ 川口モトコ 77

# みんなのポスト 42/福祉の動き 78/今月の本棚 81

●グラビア● いま、ここにあるいのちを大切にしたい

# 福祉のひろば

2023年5月号

### ●表紙の絵● 神門やす子



# 小児科医から 社会福祉学部の 教員になって思うこと

まで』 (二〇〇四年、

ミネルヴァ書房)

のなかで、

社会福祉とは「人が社会に適応できな

ひっぱ

佛教大学社会福祉学部

武内

どもがいます。それは医療ネグレクトだと言えますが、くわしく話をうかがい自宅にも どもたち、 を阻むもっと上流の原因があることに、気づけるようになりました。 足を運ぶと、通えない事情があることがわかりました。親を責めても解決しない、 で時間外受診する子どもたちのなかに、定期受診を勧めても決めた時間に受診しない子 決できない社会の抱える複雑な問題を多く経験してきました。たとえば、ぜんそく発作 医学は、 障害をもつ子どもたちと向き合っていると、実は医学という狭い分野では解 応用科学の一分野に位置づけられます。 しかし、小児科医となって病気の子

て公表しました。この年、 年に民主党政権が誕生し、 の問題は大きく報道され、 ちのなかにも、 しかも、 診療を受けることはできますが、全額自己負担となります。一○割負担ということです。 議会の寺内順子さんが明らかにされました。資格証明書は、 行される無保険状態におかれている子どもが存在している問題を、 されました。国民健康保険料の滞納によって保険証が交付されず、 一○○八年に、子どもの貧困問題に関する著書を、阿部彩さんと山野良一さんが執筆 同 僚 の朴光駿さんが、 自治体独自の子ども医療費助成制度が受けられません。私の診ていた子どもた 資格証明書が発行され、受診が中断している子どもたちがいました。こ 著書 国は子どもへの資格証明書発行を撤回しました。 私は現職である社会福祉学部教員になりました。 国民生活基礎調査による子どもの貧困率を、 『社会福祉の思想と歴史 魔女裁判から福祉 医療機関で提示すると保険 資格証明書の 大阪社会保障 国のデー 翌二〇〇九 玉 家 の選択 進協 が

福祉のひろば 2023-05

6



### たけうち はじめ

た。

に社会福祉に位置づけるこの視点に、

医療の分野も同じだとたいへん納得がいきまし

社会変革を明確 困難を抱える人

させる努力の双方向が求められる」と要約されています。多くの場合、

に使える制度やつながる支援団体を検討して個人を支えるわけですが、

W

問題を解決する活動で、

そのためには、

人を社会に適応させる努力と社会を人に適応

なりました。 の権利」が守られていない状況を解決するために、子どもたちの声が教育や社会だけで で子どもたちを支える社会小児科学を日本に定着させる必要があると、 どもの権利保障で先進的なスウェーデンで一年間研究生活をおくるなかで、 小児保健学会(ISSOP) なくもっと政策に反映されるべきだとの思いを強くするようになりました。 社会小児科学」という学問分野が確立していて、研究者や実践家が国際社会小児科学 そして私は、子どもの貧困の上流にある、 現在私は、ISSOP会報誌の編集員となり、 を組織していることを知りました。 貧困につながるより大きな問題、 海外の情報を国内へ、 私も仲 国内の事情を海 蕳 確信するように 社会のなか 加 海外には わ 「子ども ŋ

らい、 す。 ます。 りくんでいます。子どもたちは、 外へ発信しています。 それを社会に、 政策提言をおこなうという子どもたちとの共同の研究に、 また、 政府に届けたい、今はこの研究をやり遂げることに集中していま 子どもの権利条約の条文を子どもたち自身に話し合っても 真剣に話し合い、 辛辣な意見を大人社会にぶつけてき 海外の研究者と共にと

# 子どものいのちとあたりまえの日常を守る! 〜医療的ケア児と社会的養護から考える子どもの権利〜

抱え込まざるを得ず、あたりまえの暮らしが保障されていない現状があります。 られつつあります。しかし、地域の資源や医療的ケアと介護の両方を担える人材の不足は深刻で、家族が られるとともに、予算措置もなされました。そうしたなか、全国的には医療的ケア児支援の強化はすすめ の家族に対する支援に関する法律)」が施行され、医療的ケア児の支援は国や地方自治体の責務と位置づけ 的ケアが必要な子どもが増えています。二〇二一年九月には、「医療的ケア児支援法(医療的ケア児及びそ 医療・医学の進歩とともに、日常的にたんの吸引や経管栄養、酸素療法、人工呼吸器の使用などの医療

入れ体制が不十分であっても、退院を促されることもあります。 をあげることが求められています。「三か月ルール」と呼ばれ、慢性的な症状の場合、家族や地域の受け の統廃合がすすめられ、加えて、入院が長期化すると採算がとれないしくみにするなど、ベッドの回転率 しにくい不採算部門として、多くを公的病院が担ってきました。しかし、医療費削減を目的に、公的病院 きな影響を与えています。周産期医療、小児救急、リハビリ、精神科などの診療科は、 とくに、この間進められている公的病院の統廃合は、医療を必要としている子どもたちやその家族に大 民間病院が手を出

族をサポートできる条件が十分整えられているとはとうてい言えません。これでは、「在宅介護」ではな 支援が十分に整備されて、はじめて成立するものです。現状では、受け皿となる地域の体制や、本人や家 すすめられてきました。しかし、「施設から地域へ」は、地域でのあたりまえの暮らしを支える制度、 住み慣れた地域で、家族と一緒に、あたりまえの暮らしを、という願いのもと、「施設から地域へ」が 地域・家族への丸投げです。

く「在宅放置」であり、

た子どもでも同じです。大人や社会は、こうした子どもの権利を守り、保障する責務があります。 権利があります。それは、医療的ケアが必要でも、重度の障害があっても、貧困や不安定な家庭に生まれ すべての子どもは、しあわせになる権利があります。生きる権利、育つ権利、守られる権利、

せか、なにが最善の利益となるのか、つねに大人や社会が考えつづけ、子どもと一緒に育ち合っていくと のしあわせを見つけられるように支えることではないでしょうか。そのためには、なにがこの子のしあわ 子ども一人ひとりが、自分自身の人生を生きるなかで見つけていくものです。大切なのは、子どもが自分 いう視点が不可欠だと思います。 そして、その〝しあわせ〟のすがたは、一人ひとり違うはずです。大人や社会が決めるものではなく、

守ることについて、考えたいと思います。 目 の前にあるいのちを守り、その子どもの権利を守る。「こども家庭庁」がスタートしたいま、今号の 医療的ケア児の在宅生活を支えるNPO法人うりずんや児童養護の現場から、子どもの権利を (編集主任 申佳弥